平成２１年（フ）第１９２号
山口県下松市旗岡１丁目８番２―202号
債務者　吉藤　智美
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２０１号
山口県下松市葉山１丁目819番地８
債務者　猪俣　幸次
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月17日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第１９６号
秋田県横手市安田字八王寺100番地49
債務者　眞﨑　睦子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１９７号
秋田県横手市大雄字狐塚177番地
債務者　佐藤　　圭
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第５００号
静岡県浜松市中区北寺島町381番地　リラ102
債務者　カンボ　ジャベード
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
静岡県磐田市見付1613番地１　レオパレスオンワード磐田209、前住所静岡県磐田市今之浦４丁目７番地９　サントピアマンション301
債務者　河野　昭徳
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
静岡県浜松市中区佐藤３丁目19番３号　栗田アパート２―１
債務者　高橋ゆかり
1　決定年月日時　平成21年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
静岡県磐田市森下75番地１　アーバンハイツ203、前住所静岡県磐田市福田中島903番地３　グリーンスクエアＦ　106
債務者　萱野　千春
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２０４３８号
東京都足立区東保木間１丁目５―９―206
債務者　勝又　秀和
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９３号
沖縄県うるま市石川赤崎２丁目18番５号　オレンジハウス305
債務者　徳村　辰男
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１９４号
沖縄県うるま市石川赤崎２丁目18番５号　オレンジハウス305
債務者　徳村あやの
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第５８１号
青森市岡造道２丁目17番12号　アーバンホームズ造道104号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５９０号
青森市橋本２丁目18番13号
債務者　畑中　雅彦
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２４号
愛知県豊橋市北山町字東浦53番地１　栄生住宅２―302
債務者　イトウ　エルミラ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２０３１３号
東京都品川区東品川３―26―２―703、住民票上の住所埼玉県さいたま市中央区本町東４丁目３―３　メゾンサンステージⅦ205
債務者　石川由紀子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部